

## 大規模災害時における応急処置に関する協定書

別府市（以下「甲」という。）と一般社団法人別府市緑化協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が行う応急処置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の甲が行う応急処置（以下「応急処置」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急処置の実施が必要であり、かつ、乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を文書で明らかにし、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等によることができるものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 要請の期間
- (4) 要請の場所
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、現に大規模災害が発生していなくても、その前兆があると認める場合は、乙に対し協力要請に備えて待機等の要請をすることができるものとする。

（協力事項）

第3条 乙が協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 通行に支障がある街路樹等の伐採、伐根、片付け、撤去及び処分
- (2) 公園、広場等の支障木及び支障物の撤去及び処分
- (3) 学校、公民館、各施設等の支障木及び支障物の撤去及び処分
- (4) その他甲が必要と認める事項

（応急処置の実施）

第4条 乙は、第2条に規定する協力要請があったときは、速やかに協力体制を確立し、甲の担当課職員の指示に従い応急処置に協力するものとする。ただし、甲の担当課職員の指示が受けられない場合は、乙は自らの判断で甲の要請事項に従い実施するものとする。

2 大規模災害の被害が甚大であり、甲からの協力要請がない場合であっても、乙は自らの判断において協力事項を実施することができるものとする。

（応急処置の結果の報告）

第5条 乙は、応急処置終了後、直ちに協力事項の結果を口頭又は電話等により甲に報告するものとし、事後、速やかに当該報告内容を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が実施した協力事項の実施に要した費用は、甲が負担する。

（災害補償）

第7条 この協定に基づき協力事項の実施に従事したことにより、乙の会員が死亡又は負傷等を負った場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるものとする。ただし、労働者災害補償保険法の適用を受けることができない場合は、別府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年別府市条例第25号）等に照らし合わせ、別府市の条例等を適用して保障するものとする。

（緊急時出動業者連絡体制）

第8条 緊急時における出動態勢の校区割は、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。


本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成25年 5月 29日

甲 別府市上野口町1番15号

別府市

別府市長

浜田 博 

乙 別府市大字南立石字向原1880-1

一般社団法人 別府市緑化協会

代表理事

石田 啓三 